

常仁会 牛久愛和総合病院 一感染管理指針一

I 総則

1. 目的

この指針は医療関連感染の予防及び、集団感染事例発生時の対応など常仁会 牛久愛和総合病院（以下 牛久愛和総合病院）における医療関連感染対策の基本方針を定め、患者及び全職員・訪問者を医療関連感染から防御し、安全で質の高い医療の提供に資することを目的とする。

2. 医療関連感染に対する基本的な考え方

牛久愛和総合病院は地域の急性期医療を担う市中民間病院であり、救急患者を受け入れている二次救急指定病院であることから伝搬リスクの高い感染症患者を受け入れる可能性もあり、易感染患者も多く治療対象としているので患者を含む全ての対象者を医療関連感染から防護する責務がある。

そのため効果的な感染管理組織を整備し、サーベイランス・教育を核とした感染管理プログラムを策定し実行する。全職員は感染対策マニュアルを理解・遵守し、常に標準予防策を実践し、場合により適切な感染経路別予防策や個々の感染症に特有な予防策を実践する。さらに院内外の感染症情報（医療関連感染を含む）を全職員が共有し、異常を速やかに察知し迅速な対応を目指す。また、医療関連感染発生事例（可能であれば他施設のものも参考に）を分析・評価・検討し、医療関連感染の改善に活かす。このような感染対策に関する基本姿勢を全職員に周知・徹底し、医療の安全性の確保ひいては患者に信頼される医療サービスの提供に努める。

II 牛久愛和総合病院感染管理組織

1. 牛久愛和総合病院院内感染対策委員会（ICC）規定（平成6年2月1日制定）

（設置）

第1条 牛久愛和総合病院に、医療関連感染の予防及び感染症発生時における適正な対応を計り実行するために院内感染対策委員会（以下「委員会」という）を置く。

（審議事項・日程）

第2条-1 委員会は、次に掲げる項目について審議・答申・遂行する。

- (1) 医療関連感染予防の方策及び監視に関すること。
- (2) 医療関連感染対策のマニュアルの策定及びその実施に関すること。
- (3) 医療関連感染についての教育活動に関すること。
- (4) 医療関連感染の院内調査（サーベイランス等）に関すること。
- (5) その他医療関連感染に関して委員会が必要と認める事項。

- － 2 会議は月に1回定期的に開催し、全委員の出席を原則とする。必要ならば臨時の開催も行う。
- － 3 審議内容によっては医療安全管理委員会に具申し、了解を得る。

(組織)

第3条－1 委員会は次に挙げる委員(一部は院内感染対策チーム ICT と兼務)をもって構成する。

- (1) 病院長
- (2) 診療科医師 4人(内科1人・外科1人・その他の科より各1人)
- (3) 看護部長
- (4) 検査部 1人
- (5) 手術部 1人
- (6) 集中治療部 1人
- (7) 薬剤部 1人
- (8) 医事課 1人
- (9) 医事課以外の事務系 1人
- (10) 看護部(リンクナース)
- (11) その他委員会が必要と認めたもの(安全管理委員会・施設課・託児所など)

- － 2 委員会執行部(ICC 執行部)を前項委員より選出する。

(任期)

- 第4条－1 前条第2項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- － 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
 - － 3 前条第4～11項の委員の任期は特に定めず、各部署の判断による。

(委員長)

- 第5条－1 委員会に委員長を置き、第3条第2項の委員をもって充てる。
- － 2 委員長は会議を招集し、その議長となる。
 - － 3 委員長が不測の事態で職務遂行不能の場合は、予め委員長が指名した委員がその職務を代行する。
 - － 4 委員会に副委員長を置き、委員長業務の補佐・代行をする。
 - － 5 委員長・副委員長共にその任期は委員としての任期内とするが、再任を妨げない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要があると認めた場合に、委員以外の者を会議に出席させ意見を聞くことができる。

(専門部会)

- 第7条-1 委員会に医療関連感染の予防及び教育活動並びに医療関連感染発生時の迅速な対応を行うための専門部会を置く。
- 2 専門部会(院内感染対策チーム・サーベイヤ等)に関して必要な事項は委員会が別途定める。
- 第8条-1 委員会内に医療関連感染発生時の状況把握及び発生原因を調査すると共に感染症対策を迅速に講ずるために院内感染症対策チームを置き、その構成委員は前項委員から選ぶ。
- 2 院内感染対策チームに関して必要な事項は委員会にて別途決めるものとする。

(庶務)

- 第9条 委員会の事務は委員会執行部・総務課において処理する。

(補則)

- 第10条 この規定に定めるものの他に委員会運営に関し必要な事項は別途委員会にて定める。

2. 牛久愛和総合病院院内感染対策チーム(ICT)規定(平成18年3月7日制定)

(設置)

- 第1条 牛久愛和総合病院院内感染対策委員会内に、医療関連感染発生時の状況把握及び発生原因を調査すると共に感染症対策を迅速に計り実行するために院内感染対策チーム(以下「ICT」という)を置く。

(組織)

- 第2条-1 ICTは院内感染対策委員会内の専門部会として設置する。
- 2 構成員は院内感染対策委員会の構成員より医師・リンクナースを中心として選抜し、インフェクションコントロールスタッフ(以下「ICS」という)と称される。
- 3 ICTには委員長を置くが、院内感染対策委員会委員長がICT構成員より任命するか、兼任することも可能とする。
- 4 ICTの会議は院内感染対策委員会と併せ月に1回定期的に行われ、全委員の出席を原則とする。必要ならば臨時の開催も行う。

(任務)

- 第3条 ICTは次に掲げる項目を任務とし、医療関連感染予防対策に努める。
- (1) 医療関連感染から患者・職員・訪問者を守ること。
 - (2) 職員への定期的な医療関連感染対策の教育。
 - (3) リンクナースへの教育と連携。

- (4) 院内定期巡視及びサーベイランス(対象：集中治療室・手術室・血管造影室・透析センター・薬剤センター「点滴調剤室」等)。
- (5) 医療関連感染起因菌(薬剤耐性菌を中心とした)のモニター、敗血症・手術部位感染・血管内留置カテーテル感染・尿路留置カテーテル感染・人工呼吸器関連肺炎の起因菌特定。
- (6) 院内感染対策マニュアル・標準予防策などマニュアルの策定・改定・整備。
- (7) 院内における標準予防策・感染経路別予防策の実行と条件整備。
- (8) 医療関連感染発生時の助言・対策行動。
- (9) 各科感染症の相談と助言

(審議事項)

第4条-1 ICTは、次に掲げる項目について審議・答申・遂行する。

- (1) 医療関連感染予防の方策及び監視に関すること。
- (2) 医療関連感染対策のマニュアルの策定及びその実施に関すること。
- (3) 医療関連感染についての教育活動に関すること。
- (4) 医療関連感染の院内調査(サーベイランス等)に関すること。
- (5) その他医療関連感染に関して委員会が必要と認める事項。

- 2 審議内容によっては医療安全管理委員会に具申し、了解を得る。

3. 医療関連感染対策室規定(平成19年10月1日制定)

(設置)

第1条 牛久愛和総合病院における医療関連感染対策を効率的かつ迅速に運営するために院内感染対策チーム(ICT)内に医療関連感染対策室を置く。

(組織)

- 第2条-1 医療関連感染対策室は院内感染対策チーム(ICT)内の組織として設置する。
- 2 専任の構成員としてICN(インフェクションコントロールナース)を配属する。
 - 3 ICD(インフェクションコントロールドクター)については専任が望ましいが、兼務も可とする。ICDの資格を持つ医師が院内に所属していない場合は感染症専門医師など適任と思われる医師を病院長が指名し、代行させることとする。

(任務)

第3条 医療関連感染対策室はICT規定第3条に掲げる項目を任務とし、医療関連感染の予防及び対策に努める。

(権限)

第4条 医療関連感染対策室は次の各項に掲げる権限を有する。

- (1) 患者データの閲覧が自由にできる。
- (2) 感染症集団発生時に調査と介入ができる。
- (3) 職種・職位を問わず、感染症対策の改善・指導ができる。

補則

(施行及び改訂期日)

- 1 この規定は当院所属のICNが就任次第、施行するものとする。

4. リンクナースチーム規定(平成18年3月7日制定)

(設置)

第1条 牛久愛和総合病院における医療関連感染対策を効率的かつ迅速に運営するために院内感染対策チーム(ICT)内に実行部会としてリンクナースチームを置く。

(組織)

- 第2条ー1 リンクナースチームの構成員であるリンクナースは病棟・外来・手術・ICU・健診・透析部門より各部署の責任者の指名により任命される。その選出基準は臨床経験年数を問わず、医療関連感染対策に関心と知識のあるものとする。
- ー2 リンクナースの任期は特に定めない。本人の辞意・異動・退職があり、欠員となった時は各部署の責任者は直ちに後任を任命してICC及びICTへ通知すること。
- ー3 リンクナースの会議はICC及びICTの会議と同時に開催し、追加することがあればその会議の終了後にリンクナースのみの会議を設けることがある。

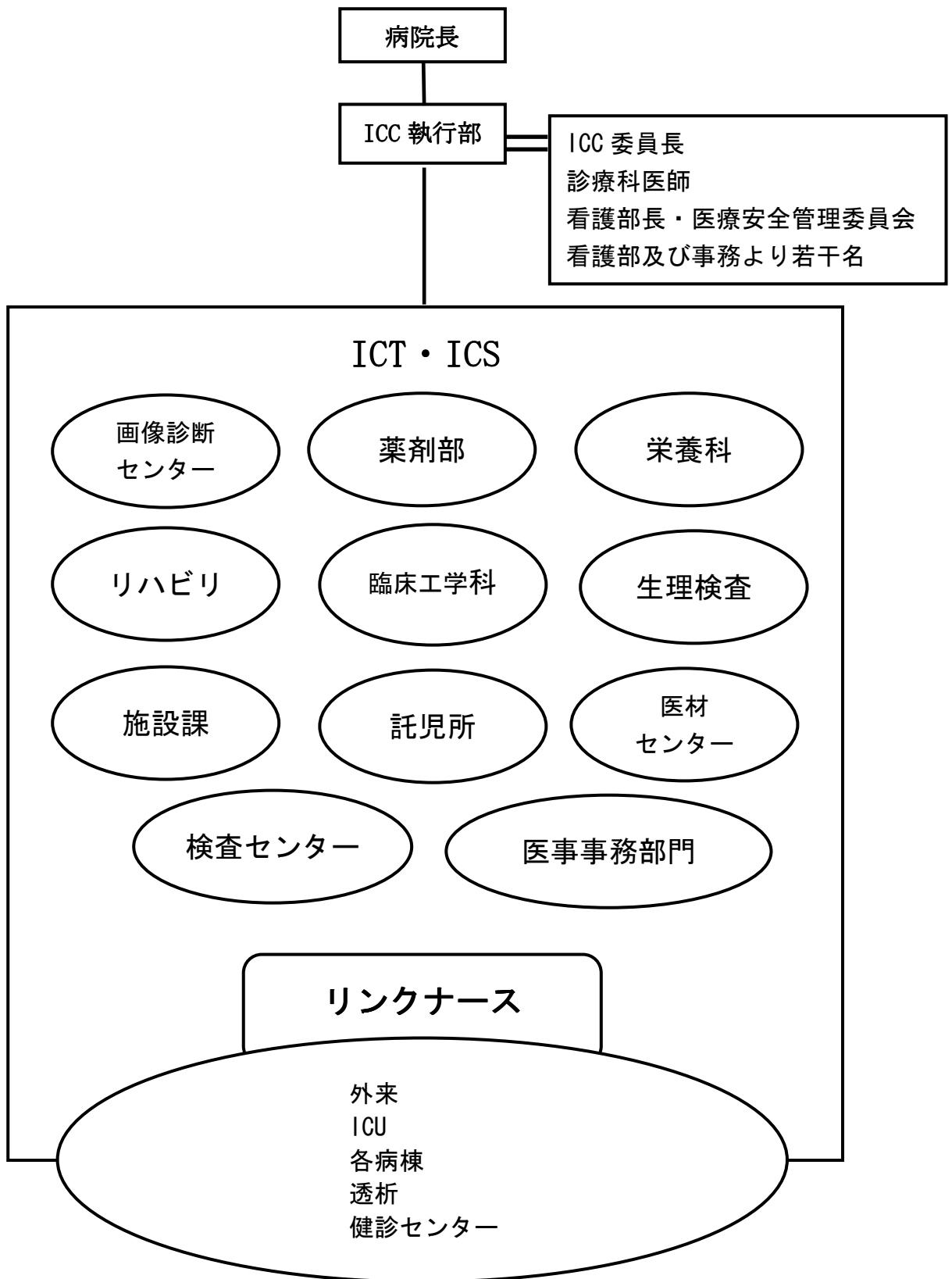
(任務)

第3条 リンクナースチームはICT規定第3条に掲げる項目を任務とし、医療関連感染の予防及び対策に努める。

(施行及び改訂期日)

第4条 この規定は平成18年4月12日をもって施行する。

5. 牛久愛和総合病院感染管理組織図



Ⅲ 感染対策マニュアルに関する規定

1. 基本的な考え方

CDC ガイドラインや内外の科学的根拠の強い臨床研究を基本として実践可能な感染対策マニュアルを作成し、随時改訂・更新を行う。

2. 感染対策マニュアルの骨子

標準予防策、感染経路別予防策、病原体別(疾病別)対策、各種処置(人工呼吸器・血管内留置カテーテル・尿道カテーテル・手術創など)における感染防止対策、医療廃棄物の取り扱い、職業感染対策、抗菌薬使用指針、消毒剤使用基準、洗浄・消毒・滅菌の基準、集団感染発生時の対応や医療関連感染発生時の報告・指示体制を明示し、速やかな対応が可能にする。

3. 職員への周知・徹底

必要な部署へ配布すると伴にその内容を院内感染対策委員を通じて教育する。感染対策の遵守状況を院内巡視などで把握し、職員研修の参考とする。

Ⅳ 医療関連感染管理についての職員研修に関する規定

1. 目的

医療関連感染管理の基本的な考え方、標準予防策、感染経路別予防策、職業感染対策及び医療関連感染防止の具体策を全職員に周知徹底し、職員個々の医療関連感染に対する意識と技術の向上を図る。

2. 研修の方法

(1) 全職員対象

最低年間2回の院内感染対策委員会主催の医療関連感染に関する研修を行う。研修は全員参加を基本とし、受講修了証に印を押し終了証明とする。その他、必要に応じてICTの構成員による各部署ごとの講義・講習会を行う。感染症に関する院外研修への参加も推奨推進する。

(2) 新採用職員対象

採用時に医療関連感染管理の基礎に関する研修を行う。

(3) 感染管理組織に所属する職員の研修

上記全職員対象研修以外に院内での講義・講習会を行ったり、院内研究発表会で感染に関する発表を積極的に行う。院外での研修会・研究会・学会へ積極的に参加し、感染管理の最新の知識と技術を習得する。

V 感染症発生状況の監視と報告に関する規定

1. 関係職員は感染症対策マニュアルに規定した感染症の発生報告(厚生労働省により感染症新法に規定された疾患を含む)を各部署の感染対策委員を通じて ICC 及び ICT へ行う。指定抗菌薬届け出報告も併せて行い、サーベイランスに協力する。
2. ICT(及び医療関連感染対策室)は感染症報告・サーベイランス情報・院内巡視結果・指定抗菌薬届け出報告・抗菌薬使用状況報告から状況を把握し、対策の指導を行う。
3. サーベイランス(敗血症・手術部位感染・血管内留置カテーテル感染・尿路留置カテーテル感染・人工呼吸器関連肺炎など)を実施し、感染対策の改善に活用する。

VI 感染症集団発生時または異常発生時の対応に関する規定

個々の感染症マニュアルの規定に従う。そのような状況下では速やかに ICC 及び ICT 会議を臨時開催し、原因の調査と対策を講じ実行する。感染症新法に規定された疾患に関しては規定通り保健所へ届け出て、場合によっては保健所の指示を仰ぐ。

VII 感染症伝播危険性のある患者とその家族への対応に関する規定

患者から感染症伝播の危険性がある病原体が検出された時はその患者あるいは家族へ担当医及び担当看護師が検出された事実と蔓延防止のための対策(隔離予防策など)を説明し同意を得る。

IX 医療関連感染症対策推進のためのその他の規定

1. 職員は感染対策マニュアルを熟知し、対策を実施する。対策実施上疑義が生じた時は ICC 及び ICT と協議し解決に努める。
2. 職員は自部署の感染対策上の問題発見に努め、ICC 及び ICT と協議しこれを改善する。
3. 職員は医療関連感染を防止するためワクチン接種を積極的に受ける。自身の健康管理に留意し、感染症に罹患ないしその疑いがある時は速やかに報告し指示を仰ぐ。

X 他施設との協力

医療関連感染が生じ、その発生及び対応が当院に留まらない時は保健所のみならず他の医療機関との連携を計る。

X I 感染管理指針の閲覧について

1. 本指針は患者または家族より請求のあった場合は閲覧出来るものとする。
2. 感染対策に対する考え方を周知徹底するために、本指針を牛久愛和総合病院のホームページに掲載し、公開する。

X II 感染管理指針の承認および改訂

本指針は医療安全執行部会および医療安全管理委員会にて平成 19 年 10 月承認された。

附則

(施行及び改訂期日)

ICC 規定は平成 6 年 2 月 1 日をもって施行する。

ICC 規定は平成 18 年 4 月 12 日をもって改訂・施行する。

ICT 規定は平成 18 年 4 月 12 日をもって施行する。

リンクナースチーム規定は平成 18 年 4 月 12 日をもって施行する。

ICC 規定は平成 19 年 10 月 1 日をもって改訂・施行する。

感染管理指針は平成 20 年 11 月をもって **X I** 及び **X II** の項目を追加。